

〈 5月補正予算のポイント 〉

1. 感染症対策の徹底
2. 市民生活への緊急支援
(高齢者・障害者、子育て世帯 など)
3. 国や県との連携
(給付金への上乗せ、早期支給 など)

〈 3つの生活支援策 〉

1. 高齢者・障害者に、1万円の金券
飲食店のデリバリーにも使用可
2. 子育て世帯に、さらに1万円
6月分の児童手当に独自に上乗せ
3. 市民全員に、水道料金の無料化
6か月分の基本料金免除

大変なときだからこそ

困っている市民に

いつも以上に寄り添うのが

行政の使命・役割

議案第56号関連資料
新型コロナウイルス感染症対策のための
令和2年度5月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、市民生活の維持のため、国の国民一律10万円を給付する特別定額給付金及び児童手当を1万円増額する臨時特別給付金をはじめ、県との協調事業として、休業要請に応じた事業者への支援金のほか、市単独事業として、高齢者・障害者の日常生活支援に係るサポート利用券の発行、子育て世帯への追加給付金、感染者の入院等受入態勢の充実など医療提供体制確保のための経費等の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 32,589,708千円 (補正後 146,981,539千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円。一般財源は全て財政基金を活用。

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
① 特別定額給付金給付事業費 (国 補助率10/10) ・特別定額給付金 <u>30,400,000千円</u> 国の緊急経済対策 給付対象者数 304,000人 (基準日(4月27日)において、住民基本台帳に登録されている者) 対象者1人あたり10万円 ・事務費 <u>325,000千円</u> コールセンター・審査等給付金事務、口座振込手数料、郵送料、システム開発費、印刷物等作成料など事務費	30,725,000 (全額国庫)	産業振興室
② 無戸籍者・DV被害者特別定額給付金給付事業費 ・無戸籍者・DV被害者に対する特別定額給付金 給付対象者1人あたり10万円	1,000 (全額一般)	
③ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 (国 補助率10/10) ・臨時特別給付金 <u>445,000千円</u> 国の緊急経済対策 給付対象児童数 44,500人 対象児童1人あたり1万円 ・事務費 <u>18,000千円</u> 口座振込手数料、郵送料、システム改修費、印刷物等作成料など事務費	463,000 (全額国庫)	児童福祉課
④ 児童手当受給者に対する緊急支援給付金事業費 ・子育て世帯への緊急支援として児童手当に上乗せ支給 給付対象世帯数 22,000世帯 対象世帯1世帯あたり1万円	220,000 (全額一般)	
⑤ 高齢者・障害者サポート利用券発行事業費 ・高齢者や障害者の日常生活に係る緊急の生活支援として、飲食物等のデリバリー、タクシーの利用等のサービスが受けられる利用券を交付 ・対象者 市内在住の70歳以上高齢者61,000人及び69歳以下の障害者手帳所有者17,000人 ・利用できるサービス 飲食物のデリバリーサービス (テイクアウト含む) タクシー乗車 ・給付額 1人あたり1万円 (チケット500円×20枚)	811,000 (全額一般)	高齢者総合支援室
⑥ 家庭学習支援事業費 ・臨時休校期間中において、学習教材等について、郵便を利用した双方向のやり取りを行い、学力保障と相談支援を行う ・対象 明石市立小・中学校、明石養護学校、明石商業高等学校に通う児童生徒	23,000 (全額一般)	学校教育課
⑦ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 ・入院病床の確保等 <u>173,700千円</u> 感染症病床の運営にかかる医療従事者(臨時看護師の採用等)、危険業務従事者に対する手当、設備・資機材等整備、保護者不在児童の受入体制等に係る経費 ・診察・検査等の医療体制の確保 <u>25,000千円</u> 帰国者・接触者外来あるいは検体採取などの診療・検査体制の強化を図るほか、市内医療機関が感染症患者の病床確保のための空床補償等により医療体制を確保する	198,700 (全額一般)	保健総務課 ・ こどもセンター総務課
⑧ 休業要請事業者経営継続支援事業費 (県市協調 県2/3 市1/3負担) ・対象者は(1)(2)(3)のいずれも満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主 (1)休業要請、協力依頼、営業時間短縮の依頼(飲食店)に応じた事業所 (2)売上が4月において、単月で前年同月対比50%以上減少している事業所等 (3)事業を休業していること ・給付額は、中小法人100万円、個人事業主50万円 ただし、飲食店及び旅館・ホテル等については、中小法人30万円、個人事業主15万円 ・交付等事務は、市町からの委託契約に基づき県が一括して実施(事務費は全額県負担)	148,008 (全額一般)	産業政策課

記 者 提 供 資 料
2020 年(令和 2 年)5 月 1 日
福祉局高齢者総合支援室 (担当: 前田・大久利)
078-918-5045(直通) 内線 3542

高齢者・障害者のみなさんへ

「サポート利用券」をお届けします！！

～食事の出前（宅配）・タクシー券としても利用できます～

1 目的

新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言が継続して発令されている中で、高齢者や障害者の日常生活に係る緊急対策として、飲食物の出前（宅配）にかかる経費や通院へ使えるタクシーの利用等のサービスが受けられる利用券を交付します。

また、チケットの送付と併せて、日常生活における困りごとを記載いただくハガキを同封し、市に連絡いただくことで、一人ひとりに寄り添うきめ細かな支援に繋がります。

この事業には、①高齢者や障害者の方の生活を経済的に支えるという側面、②外出の自粛を出前（宅配）サービスで支援するという側面、③困っている方々の声を直接お聞きし支援するセーフティネットの側面、④困っている飲食業者等を間接的に支援するという4つの側面があります。

2 交付対象者

- (1) 市内在住の70歳以上の高齢者（約61,000人）
- (2) 市内在住の69歳以下の障害者手帳所有者数（約17,000人）

※令和2年4月27日現在

3 利用券の対象となるサービス

- (1) 出前（デリバリー）に要する代金
- (2) タクシー乗車代金

4 給付額

1人あたり10,000円（チケット500円×20枚）

5 利用券の有効期間（予定）

令和2年6月1日から令和2年12月31日

6 実施スケジュール（予定）

5月上旬	利用店舗の募集開始
5月末日	対象者に利用券を発送
6月1日	利用券の使用開始
12月末日	利用券使用期限終了

記 者 発 表 資 料
2020 年(令和 2 年)5 月 1 日
こども局子育て支援室児童福祉課 (担当：長田 内線 2124)

「令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」及び 「児童手当受給者への緊急支援給付金事業（市事業）」について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、国及び明石市から児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、標記の給付金を支給します。

【児童手当】 中学 3 年生までの児童を養育している方に支給されます。支給月額、3 歳未満と 3 歳以上小学校修了前の第 3 子以降が 15,000 円、3 歳以上小学校修了前の第 1 子と第 2 子・中学生は 10,000 円で、6 月、10 月、2 月の各 15 日に 4 か月分が口座振り込みされます。

児童手当には所得制限があり、超過者へは特例給付として児童 1 人当たり 5,000 円が支給されます。

2 事業の概要

給付金の名称	令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金（国）	児童手当受給者への緊急支援給付金（明石市）
対象者	次のいずれかに該当するもの ①令和 2 年度 4 月分の児童手当（本則給付）の受給者 ②令和 2 年度 3 月分の児童手当（本則給付）の受給者のうち対象児童が 4 月から新高校 1 年生になっている場合等	国の給付金の対象者から公務員及び 4 月中の転出者等を除く
給付額	対象児童 1 人当たり 1 万円	1 世帯当たり 1 万円
支給対象者数	約 25,000 世帯	約 22,000 世帯
支給日	令和 2 年 6 月 15 日以降	
予 算	463,000 千円	220,000 千円
財 源	国の補助事業（10/10）	市の単独事業

記 者 発 表 資 料
2020年(令和2年)5月1日
教 育 委 員 会 事 務 局

子どもの学習保障と相談支援

児童生徒においては、新年度の希望や不安に加え、長期の臨時休業となり学級の間関係作りや学習の遅れに対する不安、家庭内のストレス増加に伴う虐待の不安などが高まっています。

については、学校の臨時休業期間中において、ICT環境がなくても有効な双方向のコミュニケーションツールである郵便を利用し、学力保障と相談支援を行おうとするものです。

- 1 対象 明石市立小・中学校、明石養護学校、明石商業高等学校に通う児童生徒
- 2 学校種と実施学年、教科

学校種	対象学年	教科	備考
小学校	全学年	算数	授業回復が困難な算数を中心
中学校	全学年	国数理社英	可能な教科を順次追加も検討

※高校、明石養護については、学校の特性に合わせて実施

- 3 具体的な方法(案)

○学校から教科書を基にした2週間分の課題と相談用紙、返信用封筒を送付

▼家庭でまず1週間分の課題に取り組む、回答用紙と相談用紙を学校に返送(返信用封筒)

↓ 児童生徒は、返送した後、残りの1週間分の課題に取り組む
 ↓ 学校は返送された回答用紙を添削指導、相談用紙に回答を記入

○次の1週間分の課題、回答用紙、相談用紙とともに、返送され添削した回答用紙・相談用紙とを同封して児童生徒に送付(以下は上記の繰り返し)

※5月7日(木)からの当面の家庭学習の課題については、各学校からポスティングやすぐメール、ホームページ等でお知らせします。

- 4 予算 23,000千円

内訳 各児童生徒に課題や添削用紙を送付、返信するための送料(ゆうメール)

市教委 送付用、返信用封筒、用紙代等

学 校 学習課題、回答用紙、相談用紙(添削等に係る準備)

☆課題は教科書を基にした解説、問題に加え、導入済みの「みんなの学習クラブ」プリントを関連させたものを想定しています。

- 5 学習については学習状況を把握したうえで、次の指導に活かし適切に評価を行う。
 相談用紙については、必要に応じてSCやSSW、こどもセンター等関係機関と連携し対応

教育委員会事務局

(担当: 福本(内線3410) 金井(内線3411))

記 者 発 表 資 料
2020年（令和2年）5月1日
水道局業務担当課長 小 椋 918-5084（内線3308）
都市局下水道総務課長 正 木 934-9620（内線7614）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 水道料金および下水道使用料の基本料金の免除について

明石市では、新型コロナウイルス感染症が市民の皆さまに経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、水道利用者および下水道利用者を対象に、水道料金及び下水道使用料の基本料金を6か月分免除します。

また、水道料金および下水道使用料の支払いが困難な方を対象とした、支払期限の延長等の対応を行います。

1 概要

水道料金および下水道使用料につき、基本料金を免除します。対象期間は6か月。

2 減免額（例）

一般家庭の場合（口径25mm以下）

水道料金

1期分（2か月）の基本料金1,914円×3期分（6か月）＝5,742円（税込）

下水道使用料

1期分（2か月）の基本料金1,755円×3期分（6か月）＝5,265円（税込）

3 対象件数

水道利用者 約14.4万件、 下水道利用者 約13.8万件

4 減額総額

水道料金 約8.8億円

下水道使用料 約7.2億円

5 申込手続

ご利用者の方からの手続は不要です（料金計算時に減額計算します。）。